

議案第20号

**静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について**

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月10日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書中「第2号から第8号までに」を「次に」に改める。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。